

保存版

PTA 規約

令和 2 年 4 月 1 日 改正

茨木市立西中学校 PTA

茨木市見付山 2 丁目 5 - 4

TEL 072-622-2658

※この冊子は 3 年間使用しますので、お子様の卒業時まで大切に保管してください。

※PTA 総会時にはこの冊子を必ずお持ちの上、ご出席ください。

※改正毎に以前の規約は破棄して頂き、常に新しい規約をお持ちください。

※最新の PTA 規約は、西中ホームページで確認することができます。

茨木市立西中学校 PTA 規約

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、茨木市立西中学校 PTA という。
- 第2条 本会は、学校と家庭とが、一体となって民主教育が健全に行われるよう努力するもので、目的は下記の通りである。
- 1 生徒の福祉増進と、その補強に協力する。
 - 2 家庭生活とその延長である社会生活の教養を高めるために成人教育を盛んにすることに協力する。
 - 3 学校と家庭、教職員と保護者との関係を一層緊密にし、一般社会の協力を促進して生徒の心身の健全な育成をはかることに協力する。
- 第3条 本会は、教育を本旨とする団体であるから厳密に宗教や政党の色彩をおびず、また、営利事業を目的としない。従って本会の名においていかなる営利的企業を支持することも、また、公私を問わず他のいかなる職務の候補者を推薦することもできない。

第 2 章 会 員

- 第4条 本会の会員は、在籍生徒の保護者及び学校長、教頭、教職員とする。
- 第5条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- 第6条 学校長は、教職員側よりの役員並びに委員の選任を行うとともにすべての会議に出席して所轄事項の報告と意見をのべることができる。

第 3 章 会 計

- 第7条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。
会費の変更を行う場合並びに会員または会員以外に対して寄付を求める場合は、総会の承認を得なければならない。
- 第8条 会費は、会員1名につき、月額1口150円とする。
- 第9条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日に至る1ヵ年とする。

第 4 章 役 員

- 第10条 本会の役員を次の通りとする。
- | | | | |
|---|-----|------|-----------------|
| 1 | 会長 | 1名 | (保護者側より) |
| 2 | 副会長 | 2名 | (保護者側より) |
| 3 | 書記 | 3名以内 | (教職員側または保護者側より) |
| 4 | 会計 | 2名以内 | (教職員側または保護者側より) |

- 第11条 役員の任務は下記の通りとする。
- 1 会長は本会を代表し、総会、各種委員会の招集、総会決議事項の執行及び役員候補者選考委員を除く、各種委員の委嘱をする。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
 - 3 書記は、総会、その他重要な集会事項の通知、及び全般の活動状況の記録を保管する。
 - 4 会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し年度末決算については、会計監査の監査を得て、総会の承認を求めねばならない。会員の申し出のある時はいつでも会計簿を閲覧に供するものとする。

- 第12条 会計監査
会計監査は、随時本会会計の状況並びに決算の監査を行い総会に報告する。
会計監査は、2名（保護者側より）とし、選任は役員選挙に準ずる。

第 5 章 総 会

- 第13条 総会は、本会の最高決議機関である。
- 第14条 総会の定足数は会員の五分之一（委任状を含む）とし、次の事項の承認を受けなければならない。
- 1 役員・会計監査の選出
 - 2 予算・事業計画
 - 3 会務・決算報告
 - 4 規約改正
 - 5 その他重要な事項
- 第15条 総会の決議は、出席会員の過半数による。
- 第16条 総会は、原則として2回開く。
実行委員会が必要と認めたとき、または、会員の五分之一以上の同意をもって要求のあったときは臨時総会を開くことができる。

第 6 章 執行・実行委員会

- 第17条 本会の目的を遂行するために執行委員会並びに実行委員会を設ける。
執行委員会は本会役員、学校長で構成し必要に応じ会長が執行委員を指名する。
実行委員会は本会役員、学校長、教頭、担当教職員、正副委員長で構成する。
- 第18条 執行委員会の任務は次の通りである。
- 1 執行委員会は本会の目的を遂行するための議案並びに各種委員会によって立案された事業計画を調整し、実行委員会に提案する。
- 実行委員会の任務は次の通りである。
- 1 執行委員会によって提案された議案並びに事業計画を審議検討する。
 - 2 総会に提出する報告書、議案、予算、決算を作成する。
 - 3 必要な場合に特別委員会を設ける。
 - 4 役員に欠員の生じた場合は、実行委員会にはかりこれを補充する。
- 第19条 実行委員会は委員の半数以上の出席をもって成立し、決議を要する時は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 7 章 各種委員会

- 第20条 本会には、西中委員会、地区委員会、広報委員会を設け、委員長は議案内容により会長及び関係者の出席要請に応えなければならない。
- 第21条 西中委員会
正副委員長、1年/2年/3年正副委員長、イベント協力サポーターと担当教職員をもって構成する。
西中学校の会員相互と教職員との協調を保ち、教職員と保護者との関係性向上、生徒の心身の健全な育成、一般社会との協力促進につながる各種事業の企画と運営に務める。イベント協力サポーターはその運営を補佐する。
正副委員長、1年/2年/3年正副委員長は委員選出委員会が選出し、イベント協力サポーターは各学級の保護者より1年/2年は2または3名、3年は2名選出する。
- 第22条 地区委員会
各地区の正副委員長及び委員と担当教職員をもって構成する。
会員、学校及び地域社会との連携のもとに生徒の健全な育成に務め、地区会合の世話役として、その親和と環境浄化に務める。
各地区の正副委員長及び委員は委員選出委員会が選出し、副委員長及び委員の選出区割りは地区委員選出内規による。
- 第23条 広報委員会
広報委員会の正副委員長及び委員と担当教職員をもって構成する。
広報委員会の正副委員長及び委員は委員選出委員会が選出する。
広報委員会は会員に対し、本会の活動に関する情報伝達、会員相互の向上及び生徒の健全な育成に寄与する広報に務める。
- 第24条 委員長は、委員会の議案内容により会長及び関係者の出席を求めることができる。尚、会議の結果を記録し、書記を通じて会長と密接に連絡するものとする。
- 第25条 各担当教職員並びに委員の任期は3月31日までとする。
但し、新年度の当該者の運営が決定するまでその任期を延期するものとする。

第 8 章 特別委員会

- 第26条 特別の目的を遂行するため特別委員会を設けることができる。
特別委員会は、実行委員会の承認を得て会長が委嘱した委員をもって構成しその目的が達成されたとき、自動的に解散する。
特別委員会の会議の結果は、必ず会長に連絡するものとする。

第 9 章 役員選挙細則

- 第27条 役員及び会計監査の選挙を行うため役員及び会計監査候補者選考委員会を設ける。
- 第28条 役員及び会計監査候補者選考委員会は、下記の9名で構成する。
(1) 各小学校区から選出された実行委員 各々2名
(2) 教職員の中から選ばれた代表者 1名
- 第29条 選考委員会は、2月中に組織されなければならない。
- 第30条 選考委員会は、第34条に定める選出委員会とも協力し各候補者を役員選出の総会の5日前までに全会員に通告しなければならない。
- 第31条 役員及び会計監査候補者の追加指名があり、選挙を行う総会の場合、一般会員からも指名することができる。その場合、総会の5日前までに推薦者(氏名記入)より氏名、役職名を選考委員会に届け出るものとする。
- 第32条 役員及び会計監査は、年度末総会において多数決で選ばれる。
- 第33条 新たに選任された役員及び会計監査は、4月1日に就任し、任期は翌年3月31日までとする。

第 10 章 委員選出細則

- 第34条 1 各正副委員長の選出をするため（円滑に、より民主的に行うことを目的とし）第 26 条により委員選出委員会を設け、下記の 9 名で構成する。
- (1) 各小学校区から選出された実行委員 各々 2 名
 - (2) 教職員の中から選ばれた代表者 1 名
- 2 選出委員会は、役員及び会計監査候補者選考委員会と同時に結成し、上記の 9 名中より委員長を互選し下記の各委員を選考委員会とも協力して年度末総会後に選出し、原則として年度末までに承諾をとらねばならない。
但し、教職員については関与しないものとする。
選出委員は来期の実行委員になることができる。
- (1) 西中委員会 正・副委員長、1 年、2 年、3 年の正・副委員長
 - (2) 地区委員会 各小学校区の委員長・副委員長
 - (3) 広報委員会 正・副委員長

第 11 章 個人情報取扱規則

- 第 35 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取り扱いや利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第 12 章 規約の改定

- 第 36 条 本規則は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成によりこれを改定することができる。但し、総会の 5 日前までに改定内容会員に通告しなければならない。

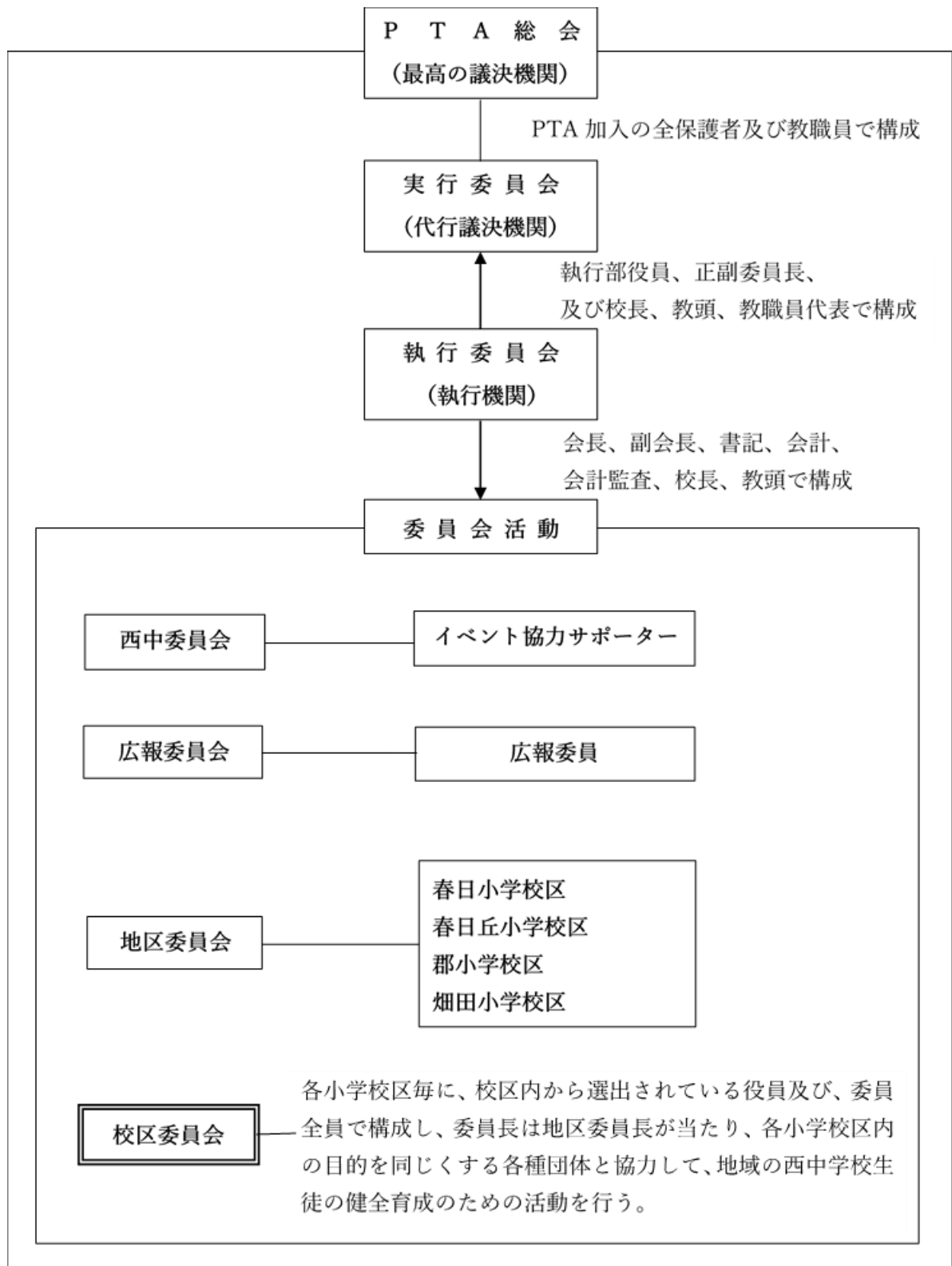
付 則

- 1 委員は、原則として一人で二役以上兼ねることはできない。
但し、特別委員会の委員は、この限りではない
- 2 本規約遂行上必要があれば内規を設けることができる。
- 3 本規約は、昭和 29 年 9 月 18 日より実施する。

（中間改正省略）

昭和 59 年 3 月 10 日より一部改正実施する。
平成元年 5 月 13 日より一部改正実施する。
平成 2 年 12 月 17 日より一部改正実施する。
平成 7 年 4 月 1 日より一部改正実施する。
平成 13 年 3 月 3 日より一部改正実施する。
平成 16 年 3 月 6 日より一部改正実施する。
平成 23 年 4 月 1 日より一部改正実施する。
平成 27 年 4 月 1 日より一部改正実施する。
平成 29 年 4 月 1 日より一部改正実施する。
平成 30 年 3 月 3 日より一部改正実施する。
令和 2 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

茨木市立西中学校 P T A 組織図



地区委員会・委員選出内規(規約第22条による)

副委員長及び委員の選出区割りを次の通り定める。

『地区別一覧表』

地域番号	地区名	小学校区	町 名
1	春日 1・2	春日	春日 1・2 丁目
2	春日 3		春日 3 丁目
3	春日 5		春日 5 丁目
4	見付山		見付山 1・2 丁目、中穂積 2 丁目 16 番
5-1	上穂 1		上穂東町、上穂積 1 丁目(4 番地を除く)
5-2	上穂 2		上穂積 2 丁目、1 丁目 4 番
5-3	上穂 3		上穂積 3 丁目
6	上穂 4		上穂積 4 丁目
7	西駅前	春日丘	西駅前町、ロジュマン
8	中穂積A		中穂積 1 丁目(ロジュマン除く)
9	中穂積B		中穂積 2・3 丁目、北春日丘 1 丁目 4 番
10	郡A-1	郡	郡1丁目、郡 3 丁目
11	郡A-2		郡山 1 丁目、郡 3 丁目(みどり)、上穂積 4 丁目(住宅)
12	郡B-1		郡 5 丁目
13	郡B-2		郡 4 丁目、上郡 1・2 丁目
14	郡山・下井		郡山 2 丁目、下井
15	春日・西田中	畑田	春日 4 丁目、西田中町
16	畑田・五日市		畑田町、五日市緑町、五日市 1・2 丁目

PTA 慶弔等内規

第1条 PTA の慶弔については下記のように定める。

1. 慶事については行わないものとする。

第2条 弔慰金・見舞金は次の通りとする。

1. 弔慰金
2. 傷病見舞金
3. 災害見舞金
4. 遠征補助金

<弔慰金>

第3条 弔慰金は会員・生徒及び教職員の家族が次の各1号に該当する場合、PTA 会費より香料 5,000 円と供花料を出すものとする。なお、返礼は行わないものとする。

1. 会員の死亡
2. 生徒の死亡(在籍生徒)
3. 教職会員の死亡
4. 葬儀には PTA 代表の参列を原則とするが茨木市以外で執行される場合は、弔電等で適宜省略することができる。
5. 教職員の家族の範囲は、配偶者及び一等親に限り、配偶者は内縁関係の者は含まない。

<傷病見舞金>

第4条 傷病見舞金は、教職員及び生徒が入院して1ヶ月以上欠勤(席)した場合に、その者に 3,000 円を贈る。但し、同一傷病については一回限りとする。

<災害見舞金>

第5条 災害見舞金は、会員及び生徒が、火災、その他の不慮の災害に遭遇した場合にその者に 3,000 円を贈る。但し地震や台風等の自然災害に起因するものは除く。

<重複支給の禁止>

第6条 本規定による弔慰金又見舞金は、同一事実によるものについて一家族2名以上該当者がいる場合、重複支給することはない。

<各種社会保険等と本規定による支給との関係>

第7条 本規定による弔慰金または見舞金は、各種社会保険及び各種任意保険による給付及び同一の事実について行われた募金等と全く別個に行われるものとする。

<規定外取り扱い>

第8条 本規定に定めのないもの又は本規定により難しい特別の事由があるときは、そのつど執行委員会で協議し実行委員会の承認で妥当な金額を支給することができる。

第9条 本規定は実行委員会にて改正することができる。

＜遠征補助金＞

第10条 遠征補助金は、生徒が部活動またはそれに準ずる活動において優秀な成績を収め、近畿大会以上の大会に出場した場合は、下記の金額を送る。
但し、同一大会で複数の種目に出場しても一回限りとする。

- | | | |
|----|-------|---------------------------|
| 1. | 1人当たり | 10,000 円（但し、上限 100,000 円） |
| 2. | 団体 | 100,000 円（10人以上1チーム） |

付則 本内規は平成 14 年 6 月 1 日より実施する。
平成 16 年 2 月 24 日より一部改正実施する。
平成 20 年 4 月 1 日より一部改正実施する。
平成 23 年 4 月 1 日より一部改正実施する。
平成 25 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

茨木市立西中学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 茨木市立西中学校 P T A (以下、「本会」という。)が取得・保持する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース (以下、単に「個人情報データベース」という。)の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会に個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・西中委員長・地区委員長・広報委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだらに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(周知)

第6条 本会において取得・保持する個人情報の取り扱いの方法は、総会資料又は通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第7条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理
- (2) その他の文書の送付
- (3) 本会役員・会計監査・会員・西中委員会・地区委員会・広報委員会等の名簿の作成及び履歴の管理、及び地区委員の活動(青年会育成会の運営)
- (4) 委員選出、並びに本会役員等の推薦活動
- (5) 広報紙、P T A ホームページへの掲載

(個人情報の取得)

第8条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、P T A 会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名 (生徒・その生徒に係る保護者全て)
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとし、第7条第3号には記載しない。

(利用目的による制限)

第9条 本会ではあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(同意の取り消し)

第10条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目又は全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直に該当する個人情報を破棄又は削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第11条 個人情報の管理又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに破棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第12条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

2 保管期限は、本会会員資格を有する限りとする。

(第三者提供の制限)

第13条 本会は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者(第13条第1号から第4号の場合及び府、市役所、茨木市立西中学校を除く)に提供するとき、個人情報を得ようとする者は次の項目について全て記載し本会の会長に承諾を得なければならない。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨
- (6) 個人情報の使用目的

2 提出された申請書は記録として第12条に準拠する保管とする。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者(第13条第1号から第4号の場合及び府、市役所、茨木市立西中学校を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名、住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名

- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報の開示等）

第16条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第17条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（研修）

第18条 本会は、役員・西中委員長・地区委員長・広報委員長及び西中委員会・地区委員会・広報委員会の委員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第19条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正）

第20条 法令の改正又は実務上の不備が発生した場合は、実行委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第6条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本規則は、平成30年3月3日より施行する。

令和2年4月1日より一部改正実施する。